

「足場の安全に関する、国土交通省工事共通仕様書及び建設工事事故防止重点対策」(抜粋)

赤字:ソフト面／青字:ハード面

土木編

国土交通省土木工事共通仕様書

第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

3-2-10-23 足場工

受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成 21 年 4 月）」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。**

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成25年度における建設工事事故防止のための

重点対策の実施について

I 発注者が実施する対策

3. 足場からの墜落事故防止重点対策

・足場（足場の機能を有する支保工を含む。以下同じ。）の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省平成 24 年 2 月）（以下「要綱」と言う。）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、足場の安全確認に関する看板を設置すること**、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、**必要に応じその点検結果の確認等を行う。**

・足場の組立完了時等の点検においては、要綱に示された**足場等の種類別点検チェックリスト**の例を活用し、**当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと**を安全協議会等に働きかける。

十分な知識と経験を有する者とは、「足場等の安全点検の確実な実施について（厚生労働省平成 24 年 4 月）」に示された以下の者が含まれることに留意されたい。

1. 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

2. 法第 81 条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3. **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」**を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 1 又は 2 に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

4. 法面からの墜落事故防止重点対策

・大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて **JISA8972（斜面・法面工用仮設設備）による昇降設備、構台等の設置**を推進し、適切に必要な費用を計上する。

6. 工事事務防止に係る広報活動の推進

・工事現場で請負者が行う**工事事務防止の取り組み**（事故ゼロ宣言等）について、**看板等の設置などにより**、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

7. 安全活動の評価

・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評価の判断材料の 1 つとする。（**各種チェックリストの活用や看板設置等**）

営繕編

公共建築工事標準仕様書（平成 25 年度版）

建築工事編

第 2 章仮設工事

2.2.4 足場その他

(b) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 平成 21 年 4 月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。**

大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

手すり先行足場の特記仕様書等への記載について（通知）

II. 設計図書への記載

1. 公共建築工事標準仕様書を適用する場合は、特記仕様書等に次の事項を記載する。

足場を設ける場合、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成 22 年版 2.2.4(b)※によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における**2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。**

2. 建築物解体工事共通仕様書（平成 18 年版）を適用する場合、特記仕様書等に次の事項を記載する。

足場を設ける場合、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。**なお、設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における**2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。**

国土交通省大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

平成 25 年度における

営繕工事事務防止重点対策の実施について

1. 足場からの墜落事故等防止対策

(1) 工事で設置する足場は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(厚生労働省 平成24年2月) (以下、「要綱」という。))」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月) (以下、「ガイドライン」という。))」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置するものとし、適切に費用を計上するものとする。**

(2) 工事現場に設置された足場に対しては、ガイドラインの「第 6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう受注者に働きかける。

1) 足場の構造

2) 足場の組立て作業

3) 足場の点検等

4) 足場を使用する作業等

(3) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、要綱に示された**足場等の種類別点検チェックリスト**の例を活用し、**当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置**するよう受注者に働きかけるとともに、必要に応じ、**その点検結果の確認等を行う。**

なお、「**十分な知識と経験を有する者**」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

2) 法第 81 条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3) **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」**を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 1) 又は 2) に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

2. 屋根工事等に係る安全対策

屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、**建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等の JISA8971(屋根工用足場及び施工方法) による足場及び装備機材の設置**を推進し、適切に必要な費用を計上する。

3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策

安全協議会等、工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組の中で、今までに営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全帯の使用

2) と 3) は略

3) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

4. 工事事務防止に係る広報活動の推進

工事現場で受注者が行う**工事事務防止の取組**（事故ゼロ宣言等）について、**看板等の設置などにより**、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価

受注者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評価の判断材料の 1 つとする。（**各種チェックリストの活用や看板設置等**）

住宅編

公共住宅建設工事共通仕様書（平成 22 年度版）

1.3.1(足場その他)

2 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成 21 年 4 月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。**

3 屋根面等からの墜落事故防止策として、必要に応じ、**建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等の JISA8971(屋根工用足場及び施工方法) による足場及び装置機材を設置**しなければならない。

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事で設置する

足場に関する設計図書上の取扱いについて

記

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の**2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。**

国土交通省住宅局総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの

墜落事故防止について（平成25年度版）

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進網(厚生労働省 平成24年2月、以下「要綱」という。))」(資料2参照)を参考とすること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに要綱に示された**足場等の種類別点検チェックリスト**を作成し、効果的に安全管理を行い、**足場の安全確認に関する看板の設置**を推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、**当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者**による点検を推奨すること。

また、これらの安全活動の創意工夫の成果は、工事成績評価の判断材料の一つのすることが可能であるので留意すること。なお、「**十分な知識と経験を有する者**」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

①足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

②法 81 条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者（資料 3 参照）

③足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、**全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」**を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

2. 足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場（JISA8951）」、「先行形手すり（JISA8961）」、「つま先板（JISA8962）」等の他、**屋根工事は「屋根工用足場及び施工方法（JISA8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。**なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) を参照されたい。

3. **工事事務防止に係る**広報活動として、受注者が行う工事事務防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に係る**看板等の設置を推奨**すること。また、受注者に対し、講習会を通じて墜落事故防止対策の普及に努めること。